

まちづくり推進センター貸館業務への対応について

令和3年9月28日

令和3年8月20日に福岡県に対し発出された緊急事態宣言については、令和3年9月30日で解除されることとなりました。

また本市においては、8月に発生した感染者数は258名でしたが、9月以降は93名（9月23日確認）となっています。佐賀県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除された9月12日以降の本市の感染者数は11名にとどまっており、減少傾向となっています。

これらを踏まえ、まちづくり推進センターでは、次のとおり対応することといたします。

- | |
|--|
| <p>(1) サークル活動等への<u>県外居住者の参加の自粛</u>（講師等含む）の協力要請 ⇒
9月30日で終了</p> <p>(2) 開館時間の短縮 ⇒ 午後10時までを<u>午後8時まで</u>に変更 ⇒
9月30日で終了</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サークル活動等を取り止めることによる<u>諸室等使用料の全額返金</u>の対応 ⇒ 10月31日まで延長</p> |
|--|

◆対応時期

◇ (1) 及び (2) の使用制限は10月1日（金）から解除する。

但し、まちづくり推進センターにおけるマスク着用や手指消毒の励行、ゼロ密の推奨、身体的接触のある活動の制限、会議室等の利用人数の制限、共有スペースの使用時間の制限、会食、試食の禁止については当面の間継続します。

◇ (3) の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る諸室等使用料の全額返金の対応については、10月末日まで延長します。